

## 「令和8年度元気ちば！健康チャレンジ事業」企画運営業務委託に係る 企画提案実施要領

### (趣旨・目的)

第1条 県では、健康増進計画である「健康ちば21（第3次）」に沿って種々の健康づくり事業を推進している。健康づくりに関心が低い者を含め、県民が主体的に健康づくりに取り組むことを支援するため、各市町村が実施する健康ポイント事業と連携し、健康づくりに取り組むと協賛店での優待が受けられる「元気ちば！健康ポイント事業」を令和2年12月から実施している。

令和8年度は、本事業と連携する市町村（令和7年12月末時点で37市町村）の拡大に向けて市町村に働きかけるとともに、令和7年12月末現在で1,435店である協賛店の獲得に取り組む本事業の企画運営及び、優待カードである「ち～バリュ～カード」の電子システムの運用管理について、業務を委託する。

事業の実施に当たり、優れた提案を広く募集し、最優秀のものを選定する公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により実施するため、プロポーザルへの参加方法及び提案の選定方法について必要な事項を定める。

### (参加方法)

第2条 プロポーザルに参加する者は、本要領及び別に定める「令和8年度元気ちば！健康チャレンジ事業」企画運営業務委託に係る企画提案募集要項に基づき、参加手続きを取るものとする。

### (選定方法)

第3条 応募者から提出された企画提案書等の内容について、選定委員会において応募者によるプレゼンテーション及びヒアリングを行い、企画提案書等と合わせ総合的に判断し、最も優れた企画提案をした応募者を受託候補者として選定する。なお、審査は非公開で実施する。

### (選定基準)

第4条 審査に当たっては、以下の観点から総合的に評価、選定するものとし、詳細については、別途定める。

- (1) 企画提案内容
- (2) 業務遂行能力・実績
- (3) 経費の合理性

### (その他)

第5条 本要領で定めるもののほか、プロポーザル実施に係る必要な事項は、千葉県が定める。

### 附 則

この要領は、令和8年2月9日から施行する。